

## 開 議

佐々木謙二副議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の会議に議長欠席のため、地方自治法第106条の規定により副議長が議長の職務を行います。

本日の会議に欠席の通告議員は、21番、鈴木良雄議員の1名であります。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

ここで、本日の会議の運営について議会運営委員会の報告を求めます。

渋谷佐輔議会運営委員長。

(渋谷佐輔議会運営委員長登壇)

渋谷佐輔議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、3月4日の本会議において各委員会に付託をされました議案などの審査の結果であります。各常任委員長、続いて予算特別委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行うことといたします。

なお、議案第1号には反対1名と賛成1名、議案第2号には反対1名、議案第22号には反対1名と賛成1名、請願第2号及び請願第3号には賛成1名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加されず議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第5号のとおり、予算案1件、人事案件1件、議会案5件であります。追加議案の審査の方法につきましては、付託議案の表決終了後に議長より委員会付託を省略し、全員による審査を諮っていただき、決定後、提案説明、質疑、討論、表決の順でご審査くださ

るようお願いいたします。

なお、人事案件については、申し合わせの通り、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに表決することといたします。

追加議案の審査終了後、議長より議員派遣の報告をいただいた後、閉会中における継続審査申出書を発議いただき、これを採決いただきます。

最後に市長のあいさつを受け、本定例会を閉会することといたします。

なお、本日の本会議の運営につきまして議会運営委員会において協議、決定いたしましたので、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

佐々木謙二副議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第5号をもって進めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐々木謙二副議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

### 日程第1 議案第20号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定について外35件

佐々木謙二副議長 日程第1、議案第20号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第36、議案第12号 平成17年度長井市水道事業会計予算までの以上36件を一括議題といたします。

### 総務・文教常任委員会審査報告

佐々木謙二副議長 初めに、総務・文教常任委員会の審査の報告を求めます。

安部隆委員長。

(安部隆総務・文教常任委員長登壇)

安部 隆総務・文教常任委員長 おはようございます。

それでは、総務・文教常任委員会の報告を申し上げます。

平成17年第1回市議会定例会において総務・文教常任委員会に付託になりました議案7件、請願4件の以上11件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月11日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者並びに紹介議員の出席を求め、審査をいたしております。

それでは初めに、議案第20号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、法定外公共物の移管業務が今年度終了することに合わせ、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に当たり、総務課長より、農林課で平成13年度から取り組んできた法定外公共物の移管業務が終了し、今後は管理業務のみとなることから、4月1日から建設課で担当するため改正するものであるとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、人事院規則の改正に準拠し、職業生活と家庭生活の両立支援を推進するため、男性職員の育児参加のための特別休暇を新設するなどのため提案されたものであります。

審査に当たり、総務課長より、このたびの改正は、人事院規則の一部改正に伴い、男性職員の育児参加の措置として、職員の妻が出産する場合、生まれた子供や小学校就学前の子供の看護、養育のため勤務しないことが適当と認められる場合、5日間の特別休暇を新設し、現在、妻の入退院の付き添いに限り認められている特別休暇の事由を拡大し、入院中の世話や出生届など出産にかかわることであればすべて認めるよう改め、そして、両休暇も時間単位で取得できるよう承認基準を改正するものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、これまで休暇をとった職員はいるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、若い職員はほとんど特別休暇をとっているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号 長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、本市の給与制度について、上位の職に任用されなくても、一定の在級年数や号級にだれもが昇格する現行制度を見直し、職務給の徹底を図り、上位職への任用が給料に反映し、職務職責に応じた給料となるよう改正するために提案されたものであります。

審査に当たり、総務課長より、改正に至った経過と改正内容について説明を受けた後、質疑に入り、委員から、7月、10月、1月の昇給者は切りかえ後どうなるのか。昇給月で本来支給できる額よりかなり少ない下位の級にいつてしまうのではないかと質疑がなされ、総務課長からは、4月昇給者との均衡を図るため、7月、10月、1月の昇給者についても規則に昇給の経過措置を定め、平成17年度に限り現行制度と比較し不利益とならないよう配慮しているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、これから昇給問題や人事評価制度を検討するときには、プロジェクトだけでなく、職員からも意見を聞きながら調整、修正する方法でよりよいものをつくってもらいたい。特に評価制度は難しい問題であるので、公平・公正性、透明性、客観性・納得性の確保、労使協議と苦情解決制度を導入し、ぜひ検討してもらいたいとの質疑がなされ、助役からは、評価シートについては半年で完成させ、ローリングしながら検討していくことになると思う。同じ評価を受けても同時に昇格しなかった方をどうするかなどを中心に今後検討していくことになるが、職員からもアンケートをとりながら作業を進めていきたいと考えている。委員からは、労使交渉の場等を設けてほしいという意見も出されているので前向きに考えていきたいと考えており、いろんな客観的な判断資料に基づき、透明性のある、信頼性のある評価制度にしていきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、長井市の賃金はどこに目標を設定し運用していくのかとの質疑がなされ、助役からは、今回の改正は、青年層の給料がかなり落ち込んでいるために若年層に重点配分した見直しを行ったところであり、特別昇給制度もこれからつくっていききたいと思っている。職員給は、あくまでも人事院の給料表などを参考にし、地域の実情を見ながら決定していきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、暫定で特例給料表をつくって運用していくわけであるが、地域給を取り入れた人事院勧告が出されてきた場合どうするのかとの質疑がなされ、助役からは、人事院勧告はこれまでも完全実施してきたので、人事院から出された給料表については適用することになると思うとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、ポストも不足しており、

現行の業務体系ではうまく機能していくのかとの質疑がなされ、助役からは、今の組織形態は少し異常だと思っているが、ここ10年間、民間委託、協働のまちづくりを進めており、5年くらい経過すれば適正な職務体制ができると思っているとの答弁を受けたところであります

さらに、委員からは、これから人事評価制度のこともあり、市民の方に理解を得られるようなことをやっていかないと難しいと思うので、可決された場合、どういう形で周知徹底していくのかとの質疑がなされ、総務課長からは、相当複雑でわかりにくいと思うので、公表する際には説明を加えながら理解いただけるような周知方法を検討していきたいとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、このたびの給与制度の改正は、今後の長井市の給与体系をどうするのかなかなか見えてこないし、人事評価制度や人材育成などの環境整備は不備であり、半端な格好でスタートすることは疑問を感じざるを得ない。ましてや人事院で既に地域間の格差を入れた制度改正が検討されており、そのことも含めて検討する必要があると思っている。一番問題なのは、この改定給料表で職員の士気が上がるかといえば、これでは「頑張ろう」という気にはなかなか得ないものがあると思っている。全体計画もなく、給料表だけが先行するやり方は本来あってはならないものと理解しているので、本案については反対であるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、現行の制度でも民間との考え方に遊離があると思っている。給与体系は本来もっとシンプルになるべきであるし、歳入歳出の均衡を保つ自治体であれば、世の中の趨勢を読みながら給与体系の改善を図るのは当然の帰結だと思っている。この給与制度の改正は時宜を得ているので、本案には賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 長井市山形鉄道運営助成基金条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地域公共交通の維持確保を図るため、山形鉄道株式会社に対する新たな運営助成、支援を行うため提案されたものであります。

審査に当たり、企画調整課長より、現在の基金残高では今後十分な支援ができなくなるため、平成17年度から県並びに2市2町が単年度ごとに基金を積み立て、当該年度の損失額に相当する経費を限度に補助することとし、基金総額を長井線の運行維持に必要な額と改めるものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、このたびの改正は現車両の更新を含めた期間の対応と考えてよいのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、今回の支援制度は最終的な結論ではないが、基本的には、現在の車両を使用し、運行可能な期間で支援をしていくことを確認しているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、施設・整備の更新に係る経費はどうなるのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、施設・整備の更新は今後も必要であり、支援していく方針であるとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、知事が交代しうまく確認どおりいくのか心配されるが、今後、県にはどう働きかけしていく考えなのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、新知事には長井線関係者などいろいろな方からアプローチしていただいているので、知事も長井線の実態を理解されているので、必要な支援をしていただけていると思っただけであるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国民健康保険事業の健全化を図り、安定的な保険給付を行うため、国民健康保険税の税率を改正するため提案されたものであります。

審査に当たり、税務課長からは、介護給付費の大幅な伸びに伴い、介護給付金の財源が今後相当不足すると見込まれることから、介護給付金分の所得割額を現行の1.2%から1.5%に、資産割額を現行の7%から8%に改め、被保険者均等割額を現行の6,000円から8,400円に改めるとともに、被保険者均等割額の軽減額を増額するものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、今回の改正で約1,100万円の税収を見込んでいるが、均等割額、所得割額、資産割額はそれぞれ幾らになるのかとの質疑がなされ、税務課長からは、均等割額は491万6,907円、所得割額は573万47円、資産割額は77万486円になるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、均等割と所得割に求めるのは仕方がないと思うが、不足分を資産割に求める課税の仕方は低所得者には過重な負担となるので、今の実態に合ったものに見直すべきであるとの質疑がなされ、市民課長からは、被保険者の平等性を図るため、均等割：35、平等割：15、所得割：40、資産割：10という国の標準割合に沿って見直しを図ったものであるが、山形市等大きな都市では資産割を廃止しているところもあるため、今後、国保運営協議会でしっかり議論していただき、検討していきたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、働き盛りの300万から400万円の間所得層に負担が集中しているが、国保運営協議会ではどのような議論がなされたの

かとの質疑がなされ、市民課長からは、協議会では、引き上げ率が平均20%を超えないよう配慮すべきであるという意見が出されたためこのたびの改正案となったものである。所得の高い世帯に負担を求めたいと思っても、納付限度額が決まっているため何の意味もなくなってしまうので、どうしても中間所得者層に大きな負担がかからざるを得ない。また、国保制度には、軽減対象となった一般被保険者数に応じて保険基盤安定制度などの支援措置が保険者に対しより多く受けられるよう配慮したところであるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、介護分の不足額を一般会計からの繰り入れは検討されなかったのかとの質疑がなされ、市民課長からは、一般会計から補てんすることになると、国保以外の方々の税金が投入されることになり平等性に欠けてしまうため、ルールに則った繰り入れを行うものとなっている。65歳以上の方は介護保険料を年金で納めており、国保の医療分保険税で介護分保険税の不足額を埋めることは二重払いになってしまうので、介護分保険税は40歳から64歳の方々に負担していただくのが基本であると考えているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、現行の制度では持ちこたえられないので、次回見直しする際は課税の仕方も同時に見直しをしていただきたいと思っている。根本的な制度の見直しをすることを切に要望し、本案は平成16年度に方向性が決まっている中での改正であるので、今回は賛成するとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 長井市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成17年度から市設置型浄化槽の設置管理事業並びに公共用地の先行取得事業を行うため、新たに長井市浄化槽事業特別会計と長

井市公共用地特別会計を設置するため提案されたものであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号 長井市「文教の杜ながい」設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、旧西置賜郡役所を効果的に活用するため、開館時間を延長するため提案されたものであります。

審査に当たり、文化生涯学習課長からは、旧西置賜郡役所の開館時間を午前9時から午後9時まで開館時間を延長し、市民の方々の文化活動に供していきたいとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、夜間の利用がなければ閉館時間を早める考えはないのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、夜間の利用については予約制をとり、午後5時以降予約がなければ、経費削減を図るためにも早目に閉館することも検討しているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、受託したNPO団体は常駐することになるのか、どのような業務を委託するのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、基本的には常駐を考えており、委託する業務は、利用者の受け付けや建物の保守点検、館内の清掃、利用団体の調整などであるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号 定率減税の縮小・廃止に反対する請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長、佐藤清蔵氏より提出されたものであります。その趣旨とすると並びに内容を申し上げます。

政府は、景気回復を理由に定率減税制度を廃止する方針を打ち出しているが、景気回復した

とは言うものの、勤労者の賃金は上がっておらず、加えて、年金、医療などの社会保険料負担は増大し続け、家計は極度に悪化している。税制は応能負担を原則とすべきであるが、日本の税制度は大企業や高額所得者の負担軽減措置が図られており、定率減税の縮小・廃止が実施されれば、担税能力の高い者の負担が軽減され、担税能力の低い者の負担がさらに強化されることになる。よって、定率減税の縮小・廃止をしないことを求める意見書を政府関係機関に提出していただきたいというものであります。

審査に入り、委員からは、定率減税の縮小・廃止の理由として景気回復を挙げているが、賃金も上がらず、逆に社会保険料などの負担が増大しているのが現実である。景気回復にはほど遠い中でこの定率減税を半減させることに待ったをかける意思表示をすべきであるので、本請願を採択し、早急に関係機関に意見書を提出すべきであるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、今、国、政府・与党で定率減税の縮小が決定されたが、年金制度や税財源について新たに検討するとの付帯事項もついており、これまで景気回復に効果をもたらしたという観点からも、定率減税については見直しをし、新たな制度確立に向けて今後の努力に期待し、本請願については反対であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻、意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

次に、請願第2号 国民投票法案の上程に反対する請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長、佐藤清蔵氏より提出されたものであります。その趣旨とするとところ並びに内容を申し上げます。

国民投票法案が国会に上程されようとしているが、これは、憲法第9条の改正を目標に、具体的改正手続を整備するために提案されるものである。

第9条は、不戦・非武装の立場を変え、個別自衛権の明記を前提に「国際貢献・国際協調」のために自衛隊の海外派兵を合憲にするという主張である。

法案は、改憲案を批判する報道には規制を設け、改憲案の広告や宣伝は自由にするなど、改憲推進勢力に極めて有利な不公平なものになっている。憲法前文と憲法第9条の改定を目的とする本法案は容認できないので、国民投票法案の上程に反対する意見書を政府関係機関に提出していただきたいというものであります。

討論に入り、委員からは、国民投票法案は、憲法改正案を国民の意思を問う重要な法案であると認識している。慎重な対応が必要なことから早急に本法案が上程される環境ではないと聞いており、今の時点で上程に反対する根拠が極めて乏しいと思う。平和憲法を守る基本的な考え方には変わらないが、国際貢献や国際協調は国際社会の中で必要なことであり、国益にも適すことと考えられ、これから慎重に議論される状況になっているので、本請願については反対であるとの意見が出されたところであります。

また、委員から、本法案は着々と上程される準備が進んでいると思う。この国民投票制度は、国民の意思を反映するものではなく、整理しなければならぬ課題が極めて多い。この法案の動きは、今の自衛隊を軍隊にして、どこにでも派遣できる国にするための法律改正・憲法改正に主眼が置かれているのは間違いであり、そのような動きに明確と「ノー」と言うことが私たちができる最大の責務と考えているので、本請願については採択すべきであるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、憲法は改正すべきであ

ると考えており、国民の賛否を問う国民投票制度は必要であるので、本請願については反対であるとの意見が出されたところでもあります。

採決の結果、本請願は賛成少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号 消費税率の引き上げに反対する請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長、佐藤清蔵氏より提出されたものであります。その趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

今、政府は財政確保や年金制度改革等を口実に消費税率を引き上げようとしているが、大企業や高額所得者への税負担は急激に軽減され、消費税導入以後国民が支払った消費税は、1992年から2003年までの法人税減税額でほぼ相殺されている。税負担は応能主義に立ち、大企業の法人税や高額所得者の所得税・住民税をもとに戻すべきであり、大衆課税である消費税の引き上げには強く反対する意見書を政府関係機関に提出していただきたいというものであります。

審査に入り、委員からは、消費税は、当初から福祉目的と言われていたが、福祉予算は年々減られ、逆に社会保障福祉費の個人負担が増大している。今、年金一元化を含めた社会保障制度の集中審議がなされているが、消費税ありきで議論するのではなく、税制全体を見直して、優遇されてきた部分にメスを入れながら税源を確保し、それを確実に福祉の財源に充てること が検討されなければならない時期であるので、本請願については採択し、政府関係機関に警鐘していくべきであるとの意見が出されたところ であります。

また、委員からは、消費税の値上げは避けて通れないと思う。国民の負担が上がるばかりで納得できないこともわかるが、国もスリム化をし国民とともに痛みを伴うものであれば、いずれは納得できるものと思うことから、本請願には反対であるとの意見が出されたところであり

ます。

また、委員からは、生活必需品まで課税されるシステムは、低所得者に厳しく、請願の趣旨に賛同できるが、年金問題については、高齢化社会により若年層の負担がどんどん上がる状況であり、消費税を含めて財源確保策の議論が国会等で進んでいるので、現時点では本請願には反対であるとの意見が出されたところ であります。

採決の結果、本請願は賛成少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第4号 被災住宅への公的支援強化を求める請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長、佐藤清蔵氏より提出されたものであります。その趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

阪神・淡路大震災を契機に、被災者の生活再建を支援するために平成10年に被災者生活再建支援法が制定され、昨年、居住安定支援制度も創設されたが、住宅本体の建築費などは対象外となり、年収や年齢などで使途にも厳しい制限があるため、被災者が望んでいるものとはほど遠い内容となっている。各地の自然災害の教訓を生かし、被災住宅本体にかかる建築費・購入費・補修費などを含めた実効性のある住宅再建支援制度の確立など、公的支援措置の強化を図るよう政府関係機関に意見書を提出していただきたいとするものであります。

討論に入り、委員からは、あらゆる災害に見舞われている方々に中途半端な支援で終わってしまえば、必ずまた次の災害のときに足かせになるので、生活基盤が回復し、納税義務が果たせるまで公的支援を続けるべきであり、さらに支援強化を図るべきと考えているので、本請願については採択すべきであるとの意見が出されたところ であります。

採決の結果、本請願は全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻、意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で総務・文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

佐々木謙二副議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対しご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐々木謙二副議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

それでは、日程第1、議案第20号及び日程第2、議案第21号の以上2件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第20号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐々木謙二副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第21号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐々木謙二副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第22号 長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告

がありますので、順次発言を許可します。

初めに、議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

17番 蒲生吉夫議員 議案第22号 長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で意見を申し上げます。

本案件は、市職員給与を職務職責に応じた給料となるよう級別職務分類表を改正するためとして提案されたものですが、説明の資料、行政職給料表の改正でいっているとおり、本市におけるそれぞれの職務職責に応じた給料月額、給料カーブを描くにおいて、職員の高齢化が急速に進んでいること、そして役付職員の比率が高くなりポストが不足し、昇進のスピードが遅くなってきていること、また、職務遂行に当たっては個々の職員が相互補完して集団で職務を遂行していることなどから、すぐに国の行政職給料表での1職1等級に移行することは困難であると、そこは言われていることはそのとおりだと考えますが、問題は、こういった改正をしたところで、4級の係長級の職務から8級の課長級の職務のポストをふやすわけにはいかないわけですから、昇進のスピードが遅くなってきていることの解消策であろうはずがありません。かえって運用が難しくなるのではないかと考えられます。

また、このたびの議案と同時に職務職責の評価基準なども含めて提示されるのではないかと考えていたのですが、その準備もないようであります。評価基準が明確でないということは、客観的な評価ではなく、評価者の主観に大きく左右されることが避けられないと思います。2001年に人事院が作成した能力評価シートや実績評価シートなどを参考に評価したとしても、昇給・昇格などの処遇については財源が限られており、相対評価以外は不可能であると考えられます。



職場において、職務上お互い切磋琢磨し合うことは大変重要なことと思いますが、本給与条例改定は昇任が直接給料の上昇に影響してくることになりますので、仕事を教える、または教えられるという関係は希薄になってくのではないかと心配があります。一般に、民間の仕事であれば人の仕事を見て覚えろ、失敗しながら覚えていくというやり方が一般的ですが、行政の仕事は極めて複雑で、見て覚えろとはならないと思います。さらに、行政の職場は何年ごとに異動しますが、職場によっては、民間職場で考えた場合、これまで勤めていた会社を退職し同業他社に再就職するくらいの変化だと思っております。職務上においてお互いに教え合う、協力し合うということが希薄になる給与制度との危惧は私は持っております。公平・公正な評価の基準がないことは、後々問題を残します。

ここで、2月24日に開催された第24回行財政改革推進委員会の委員の発言の中で、唯一よいことを言っているところがあります。「給料表を運用するに当たっては、昇給にしても昇任にしても厳正・公正さが求められると思います。確かに国と市は違うわけですが、一生懸命やればこれくらいの給料がもらえるのだというようにしていかなければなりません。やはり公務員は公僕という意識がないと、ただの労働者になってしまいます。職員研修の中でそのような教育が必要だと思います」との委員の発言があるにもかかわらず、評価基準やシステムまたは苦情処理体制などは一体のものとして整備しなかったこと、議会にも提示できなかったことは、準備不足と言わなければなりません。

さらに、このことと言えば、少なくとも管理職の任用に当たってはその基準を定める必要があります。言うまでもありませんが、必ずしも事務処理能力においてすぐれている者と管理職としての管理能力は別物であります。自己管理

はもとより、適切にアドバイスができるか、チームで連携をとり合い仕事の指導ができるかなどだと思います。管理職の皆さんはそれぞれ立派な行動と仕事はしていると思いますが、市民の中には「あれが市の管理職か」と言われる人もいます。人事権は市長にあります。偏狭な情報で判断することのないようにすべきであります。

次に、一般行政職の職員の男女別役職者数と級別分類について資料の作成をお願いしたところ、明らかに男女間の格差というよりは女性職員に対する差別が存在すると見なければなりません。その資料によりますと、総計299人のうち、男176人、女123人をベースにしていますが、平均年齢などの入っていない単純比較では、課長級では男26人、女2人、補佐級では男48人、女12人、主査では男36人、女3人、係長では男21人、女23人、主任では男31人、女75人というように、下位の職名に多くの女性職員が所属しているという実態は、大きく能力に隔たりがあるとは考えがたく、処遇面における差別的扱いが存在すると考えられます。

このたびの改正資料の中では問題点として全く触れていなく、行財政改革推進委員会の会議録を読んでも、分析不十分な中での議論に終始していることもまた残念であります。法のもとでは男女平等ということがあったり、最近においては男女機会均等とか男女共同参画社会などという言葉が多くお聞きしますが、実際のところは先ほどの数字のとおりであることをわかっていながら変える努力をしないところにも問題があり、給与制度改定以前の問題であり、市の組織が率先して取り組まなければならない課題だと思います。

次の問題は、2004年に人事院は地域給与についての報告をし、民間地域ごとの賃金格差を公務員賃金にも反映する方向で2005年の人事院報告に盛り込むということのようであります。東

北・北海道の水準に合わせて国家公務員俸給表を一律4.77%下げた上で、そのほか都市部などの国家公務員には差額調整を地域手当で行うというのであります。人事院と、どこまでも民間準拠をまるで絶対原理のように奉っているようですが、国家公務員法も地方公務員法も賃金水準を決める第一の基準は生計費と明記をしております。民間労働者も公務員労働者も、憲法の意図するところの健康で文化的な生活を営むに足る賃金を実現すべきであることは言うまでもありません。

その上、公立置賜総合病院の運営は、構成団体、要するに県並びに2市2町から職員派遣で対応している部分があります。一般行政職と技能労務職であります。病院としてのプロパー職員がいませんし、給料表がありません。病院からの給与の支給方法は、それぞれの構成団体で現に受けている給与を病院が支払うという形をとっているため、仮に同じ能力の人が同一の職場で同じ仕事をしていても、出身団体によって個人間の給与格差は避けられないようになっております。

長井市は、地方公務員法で定めているように公平委員会の事務を山形県に委託していますが、その権限として、給与、勤務時間、その他の勤務条件、厚生福利制度、その他職員に関する事務について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会及び長または任命権者に提出することとしていまして、地域の中において余り自治体間の格差が生じないようにしているものと考えられます。このたびの給与制度の改定は、周辺自治体間の新たな格差が生まれることは明らかであります。

以上3点の理由から、議案第22号 長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の意見を申し上げます。佐々木謙二副議長 次に、議席番号2番、内谷

重治議員。

(2番内谷重治議員登壇)

2番 内谷重治議員 私は、議案第22号 長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

近年、国並び地方自治体は、行財政改革を最重要課題として位置づけ、積極的な改革を進めておりますことはご案内のとおりでございますが、特に、当面市町村合併の予定のない長井市を含めた地方自治体においては、自立計画などを独自に策定するなどの対応をとりながら、市民サービス・福祉の維持向上を図ろうとしている状況にあります。

しかしながら、行政の組織運営を支える公務員をめぐっては、政策立案能力に対する信頼の低下、前例踏襲主義、コスト意識・サービス意識の欠如など、さまざまな厳しい指摘がなされている現状は既にご承知のとおりでございます。真に住民本位の行政を実現するためには、公務員自身の意識・行動自体を大きく改革することが不可欠であり、公務員自身の意識・行動原理に大きな影響を及ぼす給与制度を含めた公務員制度を見直すことが今求められていると思えます。

一方で、総務省は、人事院勧告による国家公務員の給与の決定方式に対し、地方人事委員会もこの人事院勧告に準拠し地方公務員の給与が決定されていることから、地方の民間企業の給与実態から大きくかけ離れた高い水準に地方公務員の給与がなされている、このことについて総務省みずから地方交付税の算定基準の見直しを進めるとともに、地方自治体についてはその見直しを強く求めている現状にあります。

このように、新たな公務員制度のあり方、地方公務員給与の見直しの現状にあって、このたびの議案第22号は、本来定められている能力、責任度合いに応じた職務職階制による市職員の

給与を明確に規定しようとするものであり、いわゆる「わたり」制度の廃止という、県内はもとより東北でも初めての英断であると高く評価するものであります。

財政再建5カ年の仕上げの年に当たり、この適切な職務職階制による給与制度を実効あるものにするためには、人事評価制度、人材育成制度、さらには行政評価システムの確立・充実を進めるとともに、現在取り組んでいる各課ごとの目標管理制度の推進をあわせて整備していくよう、市長、当局に強く要望するものであります。

最後になりますが、極めて厳しい地域経済情勢にある今こそ、市役所は民間活力再生を支援するためにもそのパフォーマンスを飛躍的に高めることを目指し、行政ニーズに即応した人材を確保しながら、市職員が互いに競い合う中で、持てる力を市民のために最大限に発揮し得る環境を整備し、その時々で最適な組織編成を機動的、弾力的に行うことのできる市役所づくりを目指し、さらなる鋭意努力を市当局にお願いし、賛成討論とするものであります。議員諸兄のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

佐々木謙二副議長 以上で通告による討論が終わりました。

これより採決を行います。

総務・文教委員長の報告は、議案第22号は原案可決であります。総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

佐々木謙二副議長 起立多数であります。

よって、議案第22号は総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第23号から日程第8、請願第1号までの以上5件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第4、議案第23号 長井市山形鉄

道運営助成基金条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐々木謙二副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第24号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

佐々木謙二副議長 起立多数であります。

よって、議案第24号は総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第26号 長井市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐々木謙二副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第27号 長井市「文教の杜ながい」設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐々木謙二副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、請願第1号 定率減税の縮小・廃止に反対する請願の1件について、総

務・文教委員長の報告は採択であります。総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

佐々木謙二副議長 起立多数であります。

よって、請願第1号は総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、請願第2号 国民投票法案の上程に反対する請願の1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

17番 蒲生吉夫議員 請願第2号 国民投票法案の上程に反対する請願にご意見を申し上げます。

総務・文教常任委員会の審査結果は不採択であります。本請願は、国民投票法案は憲法改正案を国民投票に付し、その賛否を問うための具体的な手続を法律で定めるものであります。その趣旨としているところは、憲法96条でうたわれている改憲のための国民投票は、厳格、適正に行われなければなりません。自民党が2001年に作成した法案は、例えばマスコミは改正案に対して批判ができないとする一方、改正案の広告や宣伝は自由とするなど、改憲勢力にとって極めて有利になっているという不公正なものであります、とのことであり、国民投票は、だれが考えても、与党が考えた案だからとか野党が考えた案だからなどということではなく、厳格かつあまねく平等な扱いとすべきであります。

昨年12月3日、国民投票法に関する与党の協議会は、日本国憲法改正国民投票法案とその審査及び起草権限を衆参両院の憲法調査会に付与する国会法改正案の提出を了承し、2001年11月に発表された憲法調査議員連盟の同法案に若干手を加え、今国会に提案をしようとしているものであります。

こういった動きに対して日本弁護士連合会は、憲法改正国民投票は、言うまでもなく主権者である国民の基本的な権利行使にかかわる国政上の重大問題であり、あくまでも国民主権の原点に立脚して定めなければならない。しかるに、与党案の法案骨子では、そのような国民主権の視点が重視されておらず、その結果、発議方法及び投票方法が投票者の意思を投票結果に正確に反映するものであるか否か明確でなく、また、新聞、雑誌、テレビなどのマスコミ報道及び評論に過剰な規制を設けようとするなどの看過しがたい問題点が多々見られるとの指摘をした上で、大きく7項目にわたり意見書を発表していますので、項目だけ紹介いたします。

- 1、個別の条項ごとに賛否の意思を表示できる投票方法とすべきである。
- 2、表現の自由、国民投票の自由が最大限尊重されなければならない。
- 3、発議から投票までの期間は、十分な国民的論議を保障するに足りる期間とすべきである。
- 4、賛成は少なくとも総投票数の過半数で決すべきである。
- 5、投票率に関する規定を設けるべきである。
- 6、国民投票無効訴訟についてはさらに慎重な議論を要する。
- 7、公民権停止者及び未成年者の投票権は考慮を要するなどとし、法案骨子には重要な問題点が含まれているといっております。

このように、国民投票法案の提出には、国民が議論を尽くすのに必要な情報が提供され、十分な期間が確保されなければなりません。本請願は、法律家集団が指摘しているとおり不十分な法案骨子であり、国民投票の国会上程に反対の意見書を提出し団体としての意思表示を求めているものであります。

よって、本請願に賛同し、賛成の意見表明をし、議員諸公の賛同をいただきたいと思います。佐々木謙二副議長 以上で通告による討論が終わりました。

これより採決を行います。

総務・文教委員長の報告は、請願第2号は不採択であります。請願第2号について採択することに賛成の議員の起立を求めます。繰り返します。間違えないように繰り返します。請願第2号について採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

佐々木謙二副議長 起立少数であります。

よって、請願第2号は総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、請願第3号 消費税率の引き上げに反対する請願の1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

17番 蒲生吉夫議員 消費税率引き上げに反対する請願の総務・文教常任委員会の審査結果は不採択であります。私は採択すべきという立場で意見を申し上げます。

本請願は、日本経団連、経済同友会、日本商工会議所の経済3団体がそろって消費税率引き上げを提起し、政府税調も二けたに引き上げる必要があると提言していることに危機感を持って出されたものと理解しております。

ご承知のとおり消費税率は、1989年導入時は3%であり、1997年には、国税分4%、地方税分1%で5%に引き上げられ、まさに小さく産んで大きく育てる方式がとられております。昨年4月から消費税率引き上げを隠すため総額表示方式が義務づけられ、さらに、中小事業者に対する特例措置の見直しとして、事業者免税点を3,000万円から1,000万円に引き下げ、簡易課税の適用上限を2億円から5,000万円に引き下げなどが決まり、さらに所得税の見直しを済ませようとしているのも、消費税率引き上げの環境づくりであります。

消費税率の大幅引き上げのキャンペーンはこれから本格化すると考えられますが、社会保障

財源を確保するためとか、あらゆる世代が広く公平に分かち合うためとか、世界的に見ても税率アップは避けて通れないなどと流布されることと思いますが、しかし、生活必需品に軽減税率を適用しても逆進性は解消しません。世界の消費税率などと比較しても日本の消費税率は低率でないかという方もおりますが、社会保障の制度などの違いがあり、単純比較は誤解を生みます。例えば北欧では、付加価値税としてデンマーク、スウェーデンの25%、またオーストリア、イタリア、ロシア、フランスなどは約20%、ドイツ、スペインは16%となっておりますが、高級品、ぜいたく品だけに付加価値税として課税をしていたり、一般消費財においても食品を初め生活必需品に対して非課税としていたり、または、社会保障として医療費は無料にしていたりということなどがあります。

さらに、消費税率を5%に引き上げたときの地域経済に及ぼした影響ははかり知れません。2%の引き上げが私たち消費者にとっては倍くらいに感じられましたし、地域経済に及ぼす影響もまたそのようになると、過去の議会において私は指摘しております。さらに消費税率を上げることになれば地域経済の低迷に拍車をかけることになり、大きな打撃を受けることは間違いありません。それだけでなく厚生年金保険料の引き上げが始まり、14年間ふえ続けます。また、この4月から国民年金の掛金が増額されたり、国保税や介護保険税に対する重税感、さらに引き上げられる方向にあります。

そういったものを引いた手取りの所得、要するに可処分所得が年々低くなっております。税制は所得の再配分という機能があることから、経済力に応じて課税する応能負担を原則とし、累進性を持たせるべきであります。直接税である所得税は、各個人の所得や家族状況を考慮した課税であり、法人税は法人所得や資本金を考慮した課税であるのに対して、間接税である消

費税は消費者の経済力や年齢など個人的事情を一切考慮せず、すべての消費財、すべての消費者に一律に課税される不平等きわまりない税制と考えられます。低所得者ほど負担が重い逆進性の強い消費税は上げるべきではありません。

よって、消費税引き上げに反対する請願に議員諸公の賛成をお願いいたしまして、私からのご意見とします。

佐々木謙二副議長 以上で通告による討論が終わりました。

これより採決を行います。

総務・文教委員長の報告は、請願第3号は不採択であります。請願第3号について採択することに賛成の議員の起立を求めます。もう一度繰り返します。請願第3号について採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

佐々木謙二副議長 起立少数であります。

よって、請願第3号は総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、請願第4号 被災住宅への公的支援強化を求める請願の1件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

総務・文教委員長の報告は請願第4号は採択であります。総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐々木謙二副議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第4号は総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

## 産業・建設常任委員会審査報告

佐々木謙二副議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭委員長。

(町田義昭産業・建設常任委員長登壇)

町田義昭産業・建設常任委員長 産業・建設常任委員会の審査の報告を申し上げます。

平成17年第1回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました議案9件、請願2件、継続審査となっております請願2件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月15日、委員全員出席のもと、所管課長の出席を求め開催しております。

初めに、議案第13号 市道路線の認定について申し上げます。

審査に当たり、建設課長からは、宅地開発により整備された道路の寄附を受けたことにより、市道として維持管理が必要となってきている道路2路線を認定するために提案するもので、場所については、平山地区の主要地方道長井白鷹線と交差する市道宮地線と市道宮地北線に接続する壇ノ越1号線並びに2号線であるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、宅地面積は幾らかとの質疑がなされ、建設課長からは、面積は6,000平米であり、宅地としては良好な場所であるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 長井市農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例の設定について申し上げます。

審査に当たり、農業委員会事務局長からは、農業委員会等に関する法律の一部改正により、長井市農業委員会の選任による委員のうち、同法第12条第2号に規定される議会推薦委員の定数を1人と定め条例化するために提案するものであるとの説明を受けたところであります。

質疑もなく、採決の結果、本案は全員一致で